

議会受付番号	文書質問第6号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第6号について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

「北鎌倉駅裏トンネル前の崩落」について

2 質問の要旨

北鎌倉駅裏トンネル前が崩落した。現場を実際に確認したところ、未だに亀裂が入っており、状況は深刻である。比例国會議員と文化庁加藤弘樹前記念物課長の関与、高圧的な介入により、工事はストップしているところである。文化庁には我々議会の意見書を真摯に受け止めさせるべきであるが、市長に次の通り問う。

1 文化庁の介入によって事実停滞する安全対策工事であるという認識だが、そのように受け止めているか。

2 この問題について、金と安全についての責任は市だけでなく、文化庁も負うべきと考えるが如何か。

3 台風の時期を目前にして、このトンネルについて市は早急な対応を如何にとるのか。

4 添付した通り、雲頂庵で開催された会合に市長と職員は出席しているが公務か。又、全協で報告した内容において市長、そして小林副市長の発言と開削という従来方針で行くとこの会合で発言しているそうだが、矛盾はないか。

5 全協（H28. 7. 25 開催）の場での小林副市長の発言を正確に全て示せ。

6 上記4における会合で市はなんと説明したのか正確に示せ。

3 答弁

1 北鎌倉隧道が所存する尾根の文化財的価値について、新たに文化庁から指摘があったことを受け、外部の文化財専門家を含めた文化財専門委員会を開催し、文化財的価値について協議していただきました。

その結果は、「当該尾根は、円覚寺境内絵図に描かれた境界として、文化財的な価値を有する場所であり、国指定史跡の指定を図っていくべきである。」ということであり、鎌倉市としては、当該尾根ができる限り残す工法を検討することとしました。

なお、その安全対策の実施までには時間を要すると考えられるため、早急に仮設工法について検討し、実施してまいります。

2 安全対策についても、今後、文化庁に積極的に関与を求めてまいりたいと考えています。

3 現在、崩落した岩盤付近においてもクラックが確認できるため、隣接する私有地との境界付近にバリケードを設置し、範囲を広げて引き続き通行禁止の措置を講じるとともに、更なる崩落の防止に必要な措置を検討し、実施してまいります。

また、仮設工法については、補助工法を含め、文化財及び土木の専門家へ意見を伺った上で、文化庁と協議をし、一日も早い通行の再開を目指してまいります。

4 平成28年7月5日に雲頂庵にて開催された会合は、市長、都市整備部長及び道路課長が公務として出席しました。

また、この会合における発言は、文化財専門委員会(平成28年7月8日)及び文化庁との協議(平成28年7月15日)以前であり、市の考え方である開削工事を主張していくと回答したものです。

その後、文化財専門委員会が7月8日に開催され、その結論をもって7月15日に文化庁と協議を行い、現在の工法を見直すという方針を決定しました。

5 平成28年7月25日の全員協議会における小林副市長の発言は以下のとおりです。

「現在開削工事につきましては、既に契約済みで、その実施に向けて取り組んで参りましたが、今回の市長から説明した方針を受け、現在契約している開削の工事を見直すということです。即ち、やらないということです。その上で、直ちにその開削に変わる工法をどういうふうにするのか、これは今までの長い検討の中で、トンネル技術協会のレポートもあり、いろいろな住民の方々、学経の方々、そして何よりも文化庁の方のご意見を踏まえ、この検討は着々と進めなければいけないと思っておりますが、それとは別に、切迫した、この通学路を始めとする地域の、この交通問題を一刻も早く解決するということで、この仮設の工法を取り急ぎ、手をつけてまいりたいと考えています。これに

ついても、文化庁の方で具体的にこれから相談に乗っていただきたい、早急に進めたいということです。右か左かという議論ではなくて、先程から市長も申し上げますこの問題の重さを踏まえて、新たな考え方で取り組んでいくということでご理解をいただければと思います。」

6 最初に市が説明した内容は以下のとおり。

地元の皆さんにご迷惑をおかけして申し訳ありません。

4月から工事着手しましたが、許認可関係がなかなか出ず工事が遅れています。もう一方では、文化庁からトンネル上部の文化財的価値を検討するよう指導がありました。

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可などの工事に関連する同意や許可が6月17日付で得られ、工事に関する許認可は既に終わっています。

また、6月市議会において、議会から議会議案第5号「文化庁を初めとする日本政府等に対して北鎌倉隧道が所在する尾根の文化財的価値の検証並びに安全対策に当って適切な支援・助言・関与を求める意見書」及び、議会議案第6号「北鎌倉隧道が所在する尾根の文化財的価値の公正な検証を求める決議書」が提出されました。

決議は、「当該尾根の文化財的価値を検証するに当って、文化庁の指摘の趣旨に沿った公正な学術的検証を実施すること。その任に当たる専門家は公正・中立な立場の人を選任すること。」「北鎌倉隧道が所在する尾根の文化財的価値についての文化庁の見解を尊重し、同庁と協議すること。」「上記検証結果が出るまでは、開削につながる一切の工事の着工をしないこと。」の3点を求めています。

議会議案第5号は全員賛成で、議会議案第6号は賛成多数でしたが、一部退席者もいました。

7月8日には外部の専門家を招き文化財専門委員会の開催を予定しています。

なお、北鎌倉駅の臨時改札口の使用については、JR横浜支社長や鎌倉駅長と直接会ってお願いしていますがなかなか難しく、引き続きJRにお願いしてまいります。

市長の説明後、以下のことについて質疑応答を行いました。

(1) 文化財専門委員会について

7月8日の文化財専門委員会に外部から専門家を招き、北鎌倉隧道が所在する尾根の文化財的価値について意見を聞く。

文化財専門委員会にはできるだけ早く結論を出してもらいたいと考えている。

できれば1回で結論を出してほしいと考えている。1回で結論が出ない場合には次回で結論が出るようお願いしたい。

(2) 尾根の文化財的価値について

文化庁は、境界線の全てに価値があり、調査する必要があると言っている。

尾根が削られても、少しでも残っていれば価値があるとの見解である。

文化庁からは価値の検証をするように言われている。文化財専門委員会の答えを聞いた上で、市で判断する。

(3) 樹木の伐採について

必要であれば伐採するが、それも含めて今は判断していない。

(4) 今後のスケジュールについて

7月8日の文化財専門委員会の結果による。できるだけ早く結論を出したい。

(5) 「文化財的価値」について

円覚寺の絵図に描かれている境界を示す線がある尾根が、現地と合致するのかなどを検討する。

(6) 文化庁が、文化財的価値があると言ったことに対し、市は決定ができるのか。
市の考えを主張していく。

(7) 小権兵衛踏切からの細い路地の整備の要望

市として検討していく。